

議会受付番号	鎌議第 1252 号
質問者	上畠 寛弘議員
答弁する者	市長（市民活動部観光商工課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

外国人の不法就労と治安改善

2 質問の要旨

- 1 今夏、鎌倉市の海水浴場に於いては、出入国管理及び難民認定法に違反する外国人の不法就労実態があったとの情報提供を受けたが鎌倉市として把握しているのか。
- 2 然るに鎌倉市の治安改善の為には、閉店時間の徹底など営業ルールを厳守することが求められると思うが、それ以前に様々な法律を遵守することが絶対であると思うが如何か。
- 3 毎日、朝の開店から閉店時間まで海の家営業という単純労務に就くことは、前述の出入国管理及び難民認定法と労働基準法に違反するか。
- 4 入国管理局や労働基準監督署と協力、連携する考えはあるか。来夏の対策の為、必須である。

3 答弁

- 1 議員からの質問を受けて、鎌倉市海浜組合連合会代表に確認しましたが、そのような実態はなかったとの情報提供を受けており、鎌倉警察署にも直接確認したところ、現場に出向いたが、出入国管理及び難民認定法等に違反する事案はなかったと聞いています。
- 2 市としても同様の見解です。
- 3 個々のケースによると思われるので、一概には回答できません。
- 4 一義的には、各関係法令を所管する行政機関が、それぞれの責任と権限において対応を図ることが適切であると認識しております。